

介護福祉士修学資金貸付金手続き

<書類提出・問合せ先>

〒525-0072

滋賀県草津市笠山7丁目8-138

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 介護福祉士修学等資金担当

電話 077-567-3950

ファクス 077-566-3611

ホームページ 滋賀県かいご・ふくしのシゴトWeb

https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/kaigo_syugaku



申請書等の各様式は、滋賀県介護・福祉人材センターホームページからダウンロードできます。
郵送でのご提出の場合は不着等の事故を防止するため、特定記録郵便等の郵送を推奨します。普通郵便で郵送し、不着等の事故が生じた場合には県社協では責任を負いません。

目 次

1	介護福祉士修学資金貸付金の概要	1
2	申請から返還免除までの流れ	3
3	貸付申請に必要な書類	4
4	貸付申請にあたっての留意事項 (1) 貸付の決定について (2) 介護業務等への従事期間について	6
5	貸付金の返還	8
6	貸付金の返還の猶予	9
7	届出	9
8	貸付申請から貸付金交付までの流れ	10
9	介護福祉士養成施設卒業後の基本的な流れ	11
10	貸付金の返還の場合の流れ	12
11	各手続に係る必要書類	13
12	【参考】返還免除対象業務について	

1 介護福祉士修学資金貸付金の概要

この制度は、介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格取得を目指している学生の方で、養成施設を卒業後、滋賀県内の施設等において介護等の業務に従事しようとする方に修学資金を貸し付ける制度です。

養成施設を卒業し、介護福祉士の資格を取得・登録後、本県内の施設等で介護等の業務に5年間継続して常時従事した場合は貸付金の返還が免除されます。

項目	内容
実施主体	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
貸付対象者	次の①～③の要件を全て満たす方 ① 養成施設に在学し、卒業後、介護福祉士として、県内(※1)に所在する施設等で介護等の業務(※2)に従事する意思のある方 ② 次のいずれかに該当する方で、家庭状況等から修学資金の貸付が必要と認められる方 ア 学業成績等が優秀と認められる方 イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方 ③ 他の実施主体から同様の修学資金の貸付を受けていない方
貸付額	① 修学資金 月額5万円以内 ② 入学準備金 20万円以内(入学時) ③ 就職準備金 20万円以内(卒業時) (※3) ④ 国家試験受験対策費用 4万円以内(当該卒業年度) (※4) ⑤ 生活費加算 (※5)
貸付期間	養成施設に在学する期間(正規の修学期間)
利子	無利子
交付方法	修学資金・生活費加算：年2回(前期・後期分として各6ヶ月分) 入学準備金：初回 就職準備金・国家試験対策費用：最終回
連帯保証人	原則として2人の連帯保証人が必要です。 ・ 日本国内に居住しそれぞれ独立の生計を営む成年者であること ・ 申請者が未成年(18歳未満)の場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人(未成年者の親権者・後見人など)であること ・ 個人の連帯保証人を立てることが出来ない場合、法人を連帯保証人として立てることができること (※6)
返還免除	次の①と②の両方を満たした場合、貸付金の返還を免除します。 ① 養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行い、返還免除対象業務に従事し、 ② 県内で継続して5年以上(過疎地域および厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域での従事(※7)および中高年離職者(※8)の場合3年)介護等の業務に常時従事(常時従事しない場合であって月15日以上に従事日数がある場合を含む。)した場合
申請手続	申請は原則として養成施設に入学後、養成施設を通じて行います。
申請書類等	5ページ記載の「貸付申請に必要な書類」のとおり
返還	8ページ記載の「貸付金の返還」のとおり
その他	① 審査の上、貸付の可否を決定します。 ② 生活福祉資金や母子・父子・寡婦福祉資金など、国庫補助で実施されている貸付事業(修学に関する貸付)との併用は不可。

②～⑤は
加算できる
貸付金

- ※1 国立障害者リハビリセンター等で従事する場合や、東日本大震災等の被災県（岩手県、宮城県、福島県および熊本県）において従事する場合など、一部県外も含む。
- ※2 返還免除対象となる介護等の業務とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添 1 に定める職種もしくは別添 2 に定める職種または当該施設の長の業務をいう。（16 ページ以降参照）
- ※3 既に福祉施設に就労し、資格取得後も同施設で継続して就労する場合は、就職準備金の対象とはなりません。ただし、資格取得後、他の福祉施設に転職する場合には、就職準備金の貸付の対象となりますので、貸付申請書にその旨を記載してください。
- ※4 当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思があることが貸付の条件
- ※5 貸付申請時に次に掲げる世帯の世帯員であることが貸付の条件
 - ア 高校在学時に生活保護受給世帯であって、世帯分離のうえ入学した方
 - イ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税世帯
 - ウ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免世帯
 - エ 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免世帯
 - オ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 77 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予世帯

なお、金額は、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、一月あたり貸付対象者の貸付申請時における年齢および居住地に対応する区分に応じて次に掲げる額（年齢および居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。）

<生活費加算の基準額>

(単位：円)

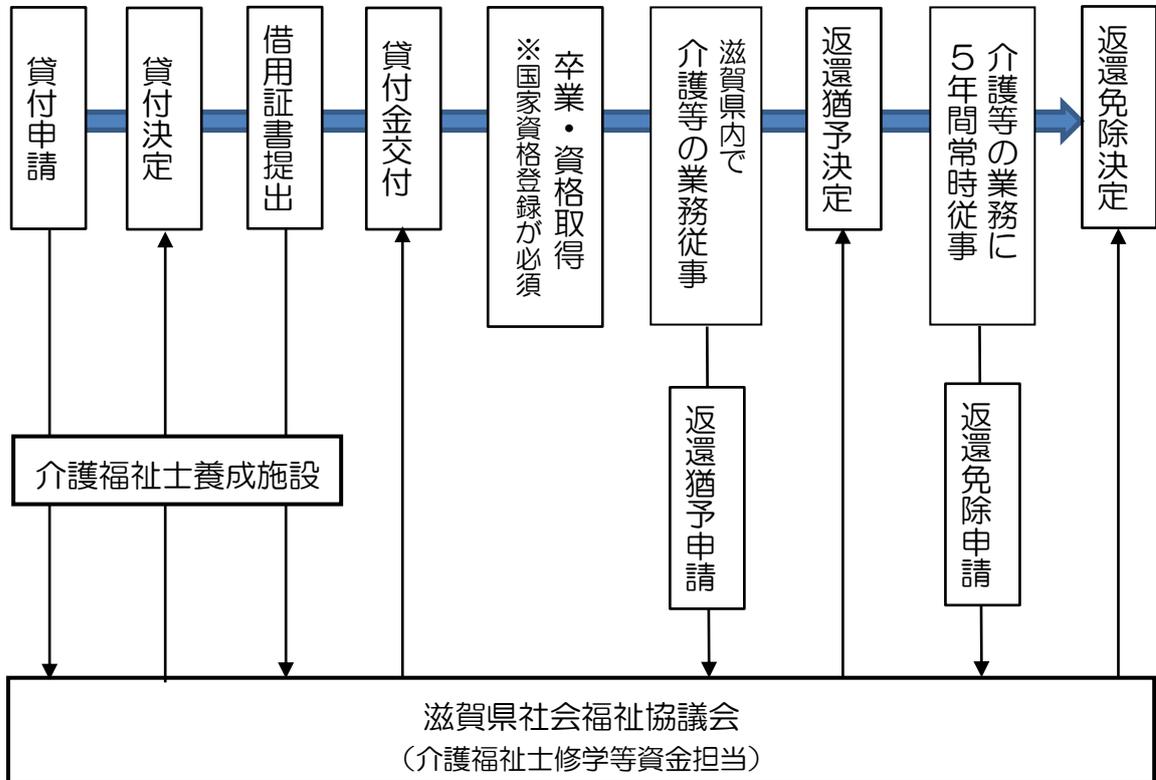
年齢	級地区分					
	1 級地-1	1 級地-2 (大津市)	2 級地-1 (草津市)	2 級地-2	3 級地-1 (彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市)	3 級地-2 (高島市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)
19 歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20~40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41~59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60~69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

- ※ 県外市町村の区分は県社協までお尋ねください。
- ※6 法人を連帯保証人として立てる場合は以下の要件を全て満たすものとする。
 - ①登記されている法人であること
 - ②法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行っていること
 - ③貸付決定者（借受人）と連帯して債務（延滞利子を含む）を返還する意思があること
 - ④債務を弁済する資力を有すること
- ※7 (過疎地域の) 所在地：長浜市「旧余呉町、旧木之本町、旧虎姫町、旧西浅井町」、高島市「旧朽木村」、東近江市「旧永源寺町、旧愛東町」、甲良町尚、厚生労働大臣が定める中山間地域等の詳細の地域については、お手数ですが、弊会

まで、個別にお問合せ頂きご確認をお願いします。

※8 入学時に45歳以上の方で離職して2年以内の場合

2 申請から返還免除までの流れ



※養成施設を退学したとき、介護等業務従事を5年間継続できなかったときなどは、返還となります。

3 貸付申請に必要な書類

貸付を申請される方は、在学する養成施設から「貸付申請書」を受け取り、必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて、養成施設が定める期日までにご提出ください。

提出された書類は、養成施設で取りまとめ、滋賀県社会福祉協議会（以下、県社協）に提出されます。

なお、必要書類のうち、「介護福祉士修学資金貸付申請書」、「養成施設の長の推薦書」、「介護福祉士国家試験受験誓約書」の各書類の様式は、「滋賀県かいご・ふくしのしごと Web」からダウンロードできます。

<必要書類一覧>

5 ページ参照

<必要書類記入上の注意>

- ① 文字を訂正するときは、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。なお、必ず油性ボールペンでご記入ください。消せるボールペンでの記入は受付できません。
- ② 申請書類に事実と異なる記入や記入漏れがあったときは、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。

必要書類	留意事項
1 申請者全てに共通して必要な書類	
(1) 介護福祉士修学資金貸付申請書	○連帯保証人は貸付金を確実に返済できる収入等がある方である必要。 ○すべて申請者が記入してください。
(2) 同意書	○借受人、法定代理人、連帯保証人、それぞれ本人による署名・捺印が必要。
(3) 在学する養成施設の長の推薦書	○養成施設で作成
(4) 住民票記載事項証明書	○申請者本人の基本4情報（住所・氏名・生年月日・男女の別）が記載されていること。なお、マイナンバーの記載のないものとしてください。 ○発行後3か月以内のもの。 ○申請者が外国人留学生の方は、在留資格・期間・期間満了日の記載がある「住民票」を提出してください。
(5) 前年の所得を証明する書類	○申請者と生計を一（※）にし、かつその生計を主として維持している方の書類が必要。 ○申請者が成年者(18歳以上)の場合は、上記に加え、申請者自身の書類も必要。 ○「前年の所得を証明する書類」は具体的には、「源泉徴収票」（原本）または「確定申告書（第一表・第二表）」（税務署の受付印のあるものの写し）もしくは「所得証明書」（原本）
2 中高年離職者の場合	
(1) 雇用保険被保険者離職証明書	○いずれか1つを提出
(2) 離職した会社等の離職証明書等	
3 他の奨学金等の借入がある場合	
他の奨学金等の借入状況（期間、金額等）が確認できる資料	
4 介護福祉士国家試験対策費用加算を申請する場合	
介護福祉士国家試験受験誓約書	○所定様式による
5 生活費加算を申請する場合	
(1) 保護変更決定通知書の写し	○いずれか該当する書類1つを提出
(2) (住民税)非課税証明書	
(3) 国民年金保険料免除決定通知等	
(4) 国民健康保険一部負担金減額免除徴収猶予決定通知書等	
6 法人が連帯保証人となる場合	
(1) 法人の登記事項証明書	○発行後3か月以内のもの
(2) 法人代表の印鑑証明書	○発行後3か月以内のもの
(3) 法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことが分かる記録（評議員会や取締役会の議事録等）	○取締役会等で「〇〇（申請者）の滋賀県社会福祉協議会介護福祉士修学資金〇〇万円の借入の連帯保証人となる」内容について明示された議事録等。 ○提出いただく議事録には「原本証明」が必要。
(4) 法人の直近の納税証明書（その1またはその3の3）	○発行後3か月以内のもの
<p>※ 「生計を一」にするとは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、修学の都合上別居している場合であっても、余暇には起居をともにすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金等の送金（仕送り）が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱います。</p> <p>なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱います。</p>	

4 貸付申請にあたっての留意事項

(1) 貸付の決定について

貸付申請書類を審査の上、貸付の可否および貸付金額を決定します。決定の通知は養成施設を通して申請者に送付させていただきます。

(2) 介護業務等への従事期間について

① 養成施設卒業後、介護福祉士登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日から返還免除要件の業務従事期間として算定します。

介護福祉士として登録せずに介護業務等に従事しても、返還免除要件である業務従事期間に算定することはできません。

② 返還免除対象期間および期間の計算方法は以下のとおりです。

返還免除対象期間	期間の計算方法
5年	在職期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 900 日以上
3年	在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上

「3年」は、過疎地（長浜市「旧余呉町、旧木之本町、旧虎姫町、旧西浅井町」、高島市「旧朽木村」、東近江市「旧永源寺町、旧愛東町」、甲良町）および厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域での従事、中高年離職者の場合の期間。

③ 養成施設卒業後 1 年以内に介護福祉士の登録をせず、当該返還免除対象業務に従事しなかった場合は、返還となります。

④ 返還免除となるためには、雇用形態は問いませんが、月 15 日以上は介護業務等に従事する必要があります。1 日の勤務時間は問いません。

⑤ 介護業務等に従事している期間は返還猶予を受けることができます。その間、引き続き介護業務等に従事していることを年 1 回証明していただきます。

⑥ 介護業務等への従事期間は、月を単位として継続している必要があります。例えば、当初就職した福祉施設を退職した場合、その翌月に新たな福祉施設に就職すれば継続しているとみなしますが、翌々月以降の就職になった場合には継続していることにはならず、貸付金を返還いただくこととなります。

⑦ 出産休暇・育児休業を取得する場合や、疾病・負傷等により勤務できないことがやむを得ないと認められる場合で病気休暇等を取得する場合は、その間返還猶予を受けることができます。ただし、その間を業務従事期間として算定することはできません。

- ⑧ 養成施設を2017年度から2026年度末までに卒業する方は、介護福祉士国家試験を未受験または不合格のまま介護業務等に従事している場合、将来、貸付金を返還いただく可能性があります。

養成施設を2017年度から2026年度末までに卒業する方は、介護福祉士国家試験を未受験または不合格でも、卒業後5年間は介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間継続して介護業務等に従事することで5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。

修学資金の取扱いについては、国家試験を未受験または不合格でも、卒業後介護福祉士として介護業務等に常時従事している間は返還猶予・返還免除の対象となります。ただし、国家試験に合格せず、介護業務等に従事している場合で、返還免除前に卒業後5年を経過し、介護福祉士としての登録を継続できなくなると、同じ業務に従事していても、介護福祉士としての従事ではなくなるため、貸付金を返還いただくこととなります。

(3) 他の奨学金等との併用について

- ① 養成施設への修学に関し、他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象とならない場合があります。

【例】 高等教育の修学支援新制度における授業料等減免、給付型奨学金の適用を受ける者

	修学資金	入学準備金	就職準備金	国家試験受験対策費用	生活費加算
授業料等減免	減免後の授業料の自己負担額内で可	減免後の入学金の自己負担額内で可			
給付型奨学金			併用可	併用可	併用不可

生活福祉資金の修学に関する資金を借用中の者
 母子、父子寡婦福祉資金の修学に関する資金を借用中の者
 市町等自治体が独自で実施している修学に関する資金を借用中の者

- ② 日本学生支援機構、日本政策金融公庫「国の教育ローン」、その他養成施設等の奨学金等を活用している方は、県社協が真に必要と認める場合、この貸付を活用することができますので、申請希望の場合はお問い合わせください。

5 貸付金の返還

次のいずれかの事由に該当する場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

- (1) 貸付契約が解除（①から⑦までのいずれかに該当）されたとき。
 - ① 養成施設を退学したとき。
 - ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - ④ 死亡したとき。
 - ⑤ 虚偽その他不正の方法により修学資金等の貸付を受けたことが明らかになったとき。
 - ⑥ その他、貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
 - ⑦ 貸付の借受人が貸付期間中に貸付契約解除を申し出たとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、または県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなるととき。
- (4) 国家試験受験対策費用を貸付けた借受人が、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験しなかったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- (6) その他、県社協会長が必要と認めるとき。

※ 上記（4）において、借受人が、今後の貸付事業の目的を達成する意思がある場合は、国家試験受験対策費用のみの返還となります。

<返還の一部免除>

貸付を受けた方が、県内で返還免除対象業務に5年間継続して従事しようとしたものの、従事期間が5年未満となった場合でも「県内において修学資金の貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき」は返還の債務額の一部を免除できる場合があります。

（一部免除の計算式）

貸付金額 × 返還免除対象業務従事期間 ÷ 900日※ = 返還免除額

※ 貸付期間が2年以内の場合の例（4年の場合は1800日となります）

返還免除対象業務に従事した期間を、修学資金の貸付を受けた期間（1年を180日として換算する。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の5（過疎地域や厚労省が定める中山間地域等において返還免除対象業務に従事した場合または中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合にあっては、2分の3）に相当する期間です。

<返還方法等>

- ① 返還期間 貸付を受けた期間に2を乗じて得た月数に相当する期間内
- ② 返還方法 月賦、半年賦 年賦の均等払い、または一括払い
- ③ 延滞利子 返還期限を過ぎた場合は延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収

返還手続きにあたっては、まずは県社協までご相談をお願いします。

6 貸付金の返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は、それぞれ定める期間、返還を猶予することができます。

事 由	猶予期間
貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき	在学している期間
貸付決定時に在学していた養成施設を卒業後、引き続き、社会福祉士養成施設において修学しているとき	在学している期間
滋賀県内において返還免除対象業務に常時従事しているとき	従事している期間
災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき	事由が継続する期間

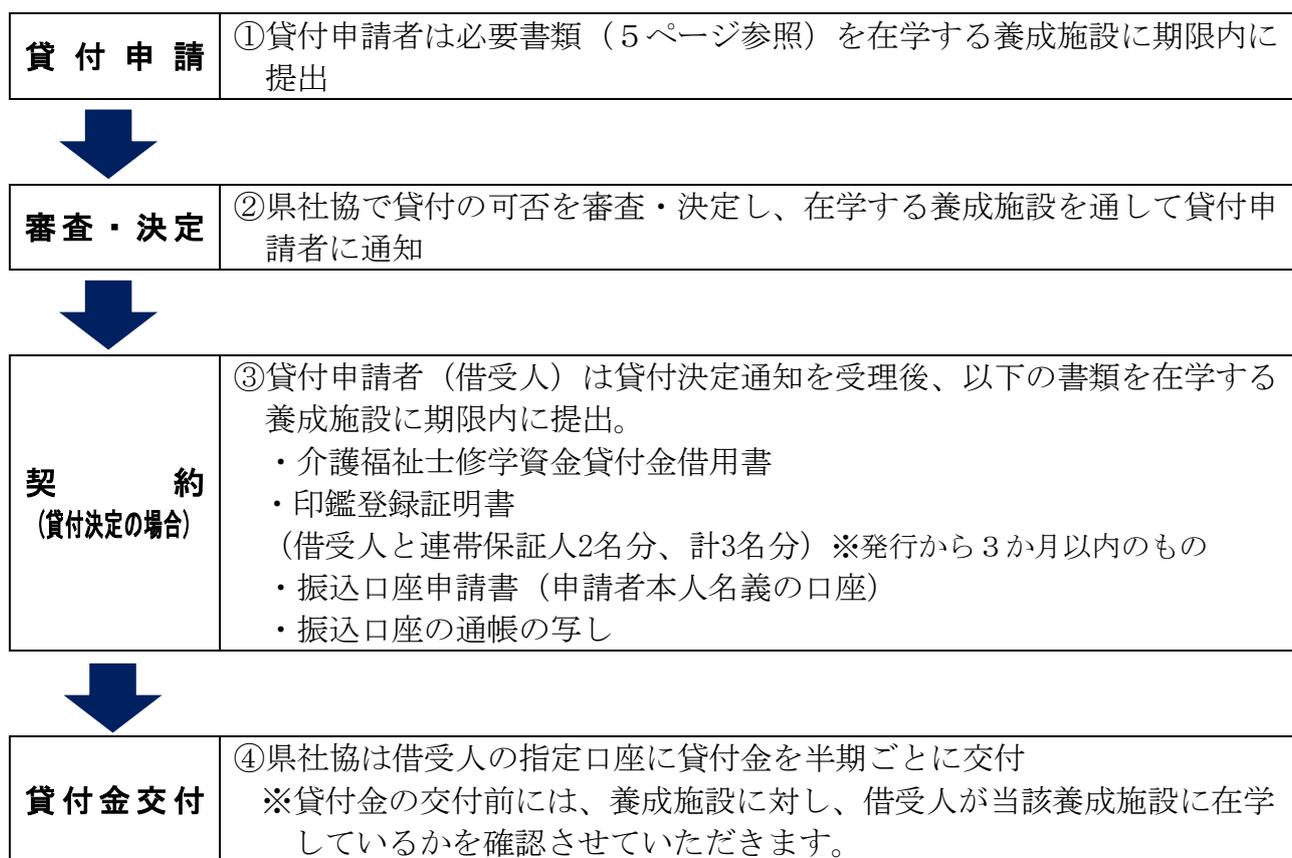
7 届出

次のいずれかに該当する場合は、県社協に書類を提出いただく必要があります。

- ① 氏名、住所等を変更したとき。
- ② 休学し、復学し、または退学したとき。
- ③ 停学その他の処分を受けたとき
- ④ 卒業したとき。
- ⑤ 休職、復職または退職したとき。
- ⑥ 従事先を変更したとき、または返還免除対象業務に常時従事しなくなったとき。
- ⑦ 連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき。

上記のほか、返還猶予を受けている方は、毎年4月15日までに介護等業務従事状況届出書を県社協 介護福祉士修学等資金担当に提出いただく必要があります。

8 貸付申請から貸付金交付までの流れ



9 介護福祉士養成施設卒業後の基本的な流れ

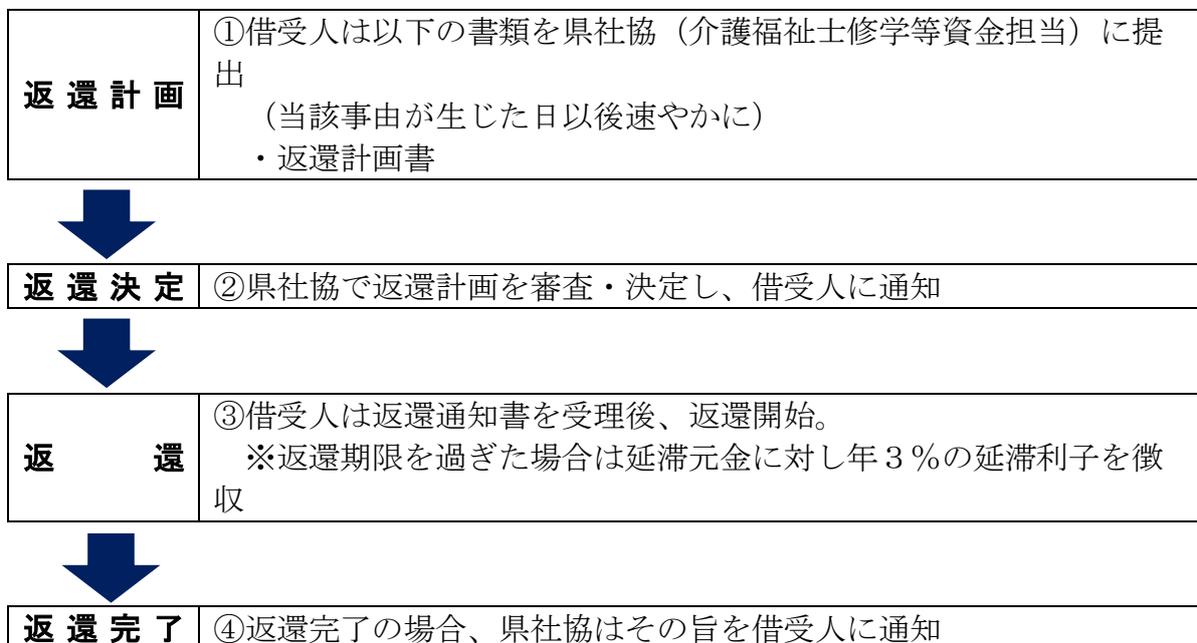
養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内に所在する施設で介護等の業務（返還免除対象業務）に常時従事した場合は、その業務従事期間中、貸付金の返還が猶予されます。

5年間（過疎地や厚労省が定める中山間地域での従事および中高年離職者の場合3年間）継続してその業務に常時従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

卒 業 時	①借受人は以下の書類を県社協（介護福祉士修学等資金担当）に提出 <ul style="list-style-type: none"> ・卒業届 ・卒業証書の写しまたは卒業証明書 } 4月15日までに提出
※休学、退学等の際の手続は13ページ	
介護福祉士 資格取得時	②借受人は介護福祉士の資格を取得・登録した場合は、以下の書類を県社協に提出（5月31日までに提出） <ul style="list-style-type: none"> ・資格登録証の写し ・資格登録届 ・受験結果通知書の写し（※国家試験受験対策費用加算借受人のみ）
返 還 猶 予 申 請	③返還免除対象業務に従事している場合は、以下の書類も提出（5月31日までに提出） <ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書 ・介護等業務従事状況届出書
※国家試験受験対策費用加算の借受人が受験しなかったときや返還免除対象業務に従事しなかった際の手続は15ページ	
返 還 猶 予 決 定	④県社協で返還猶予の可否を審査・決定し、借受人に通知
※職種・勤務形態・配属先等の変更、退職や退職等の際の手続は14ページ	
業 務 従 事	⑤介護福祉士の資格登録後、県内で返還免除対象業務に常時従事している間は返還猶予 ⑥借受人は返還猶予期間中、年1回4月15日までに以下の書類を県社協に提出 <ul style="list-style-type: none"> ・介護等業務従事状況届出書 ・業務従事期間証明書
返 還 免 除 申 請	⑦5年間継続して返還免除対象業務に常時従事した場合は、以下の書類を県社協に提出（業務従事達成後15日以内） <ul style="list-style-type: none"> ・返還免除届出書 ・業務従事期間証明書
返 還 免 除 決 定	⑧県社協で返還免除の可否を審査・決定し、借受人に通知

10 貸付金の返還の場合の流れ

養成施設を退学した場合や県内において返還免除対象業務に従事しなかった場合など、8ページに記載の貸付金の返還事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただくことになりますのでご注意ください。



1 1 各手続に係る必要書類

(1) 基本的な手続

借受人の状況	必要書類	備考
貸付申請時	○5ページ参照	申請書類の提出先は在学する養成施設
貸付決定時	○借用書 ○印鑑登録証明書(借受人・連帯保証人) ○振込口座申請書 ○振込口座の通帳の写し	申請書類の提出先は在学する養成施設
養成施設の卒業時	○卒業届 ○卒業証書の写しもしくは卒業証明書	4月15日までに提出
介護福祉士資格取得時	○資格登録証の写し ○資格登録届 ○受験結果通知書の写し※ ○返還猶予申請書 ○介護等業務従事状況届出書	5月31日までに提出 ※国家試験受験対策費用加算の借受人のみ
返還免除対象業務従事時	○介護等業務従事状況届出書 ○業務従事期間証明書	猶予期間中 毎年4月15日までに提出
返還免除対象業務に5年間継続して常時従事達成時	○返還免除届出書 ○業務従事期間証明書	常時従事達成後15日以内に提出
住所・氏名等の変更時 (借受人・連帯保証人)	○住所・氏名等変更届 ○変更の事実を証明する書類	住民票記載事項証明書 (前住所記載のもの) 運転免許証の写し(変更内容記載あり)等

(2) 養成施設に在学中

借受人の状況	必要書類	備考
休学、停学したとき	○休学・停学届 ○休学、停学の事実を証明する書類	
復学したとき	○退学・復学届 ○復学の事実を証明する書類	
退学したとき	○退学・復学届 ○退学の事実を証明する書類 ●返還計画書	
貸付金を辞退するとき	○辞退届 ●返還計画書	
貸付解除になったとき	●返還計画書	
死亡したとき	●返還計画書	

(3) 返還免除対象業務に従事中

借受人の状況		必要書類	備考
休職（出産、育児、介護、疾病、負傷等）したとき		○返還猶予申請書 ○休職の事実を証明する書類	産前産後休暇・育児休業（予定）証明書
復職したとき		○返還猶予申請書 ○介護等業務従事状況届出書	
退職したとき	退職の翌月末までに再就職した場合	○従事先変更届（退職・再就職届） ○新就職先の介護等業務従事状況届出書 ○旧従事先の業務従事期間証明書	
	退職の翌月末までに再就職しなかった場合	○従事先変更届（退職・再就職届） ○旧従事先の業務従事期間証明書 ●返還計画書 ○返還免除届出・申請書（※）	※常時従事期間が貸付期間以上の場合のみ添付
業務従事先を変更したとき （人事異動等で従事先が変わったとき）		○従事先変更届（退職・再就職届） ○新従事先の介護等業務従事状況届出書 ○旧従事先の業務従事期間証明書	
返還免除対象業務に常時従事しなくなったとき （勤務形態や職種の変更など）		●返還計画書 ○業務従事期間証明書 ○返還免除届出・申請書（※）	※常時従事期間が貸付期間以上の場合のみ添付
死亡したとき		○死亡診断書等 ●返還計画書 ○返還免除届出・申請書（※） ○業務従事期間証明書（※） ※該当の場合のみ添付	①業務上の事由による場合：返還免除申請可 ②業務外の事由による場合：返還 （常時従事期間が貸付期間以上の場合には返還一部免除申請可）
心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき		○診断書等 ●返還計画書 ○返還免除届出・申請書（※） ○業務従事期間証明書（※） ※該当の場合のみ添付	①業務に起因する場合：返還免除申請可 ②業務に起因しない場合：返還 （常時従事期間が貸付期間以上の場合には返還一部免除申請可）

(4) その他

借受人等の状況	必要書類	備考
連帯保証人が変更になったとき	○連帯保証人変更届 ○連帯保証人承諾書 ○印鑑登録証明書 (新連帯保証人)	
返還方法を変更したいとき	○返還方法変更申請書	
貸付契約解除後、引き続き当該養成施設に在学しているとき	○返還猶予申請書 ○在学証明書	
養成施設を卒業後、引き続き、社会福祉士養成施設で修学しているとき	○返還猶予申請書 ○在学証明書	
国家試験受験対策費用加算の借受人が受験しなかったとき	●返還計画書 ○誓約書 (※)	※貸付事業の目的を達成する意思がある場合は国家試験受験対策費用のみ返還
養成施設を卒業した日から1年以内に登録せず、県内で返還免除対象業務に従事しなかったとき	●返還計画書	

借受人・連帯保証人の状況で、上記の事象が生じた場合は、速やかに
県社協までご連絡ください。

☎ : 077-567-3950